

議第147号

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の  
一部を改正する条例の制定について

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を改  
正する条例を次のように制定する。

平成30年11月22日提出

京 都 市 長      門      川      大      作

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の  
一部を改正する条例

京都市土地改良事業に係る賦課金及び特別徴収金に関する条例の一部を次  
のように改正する。

第1条中「第36条の2第1項」を「第36条の3第1項」に改める。

附 則

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

提案理由

土地改良法の一部改正に伴い、規定を整備する必要があるので提案する。